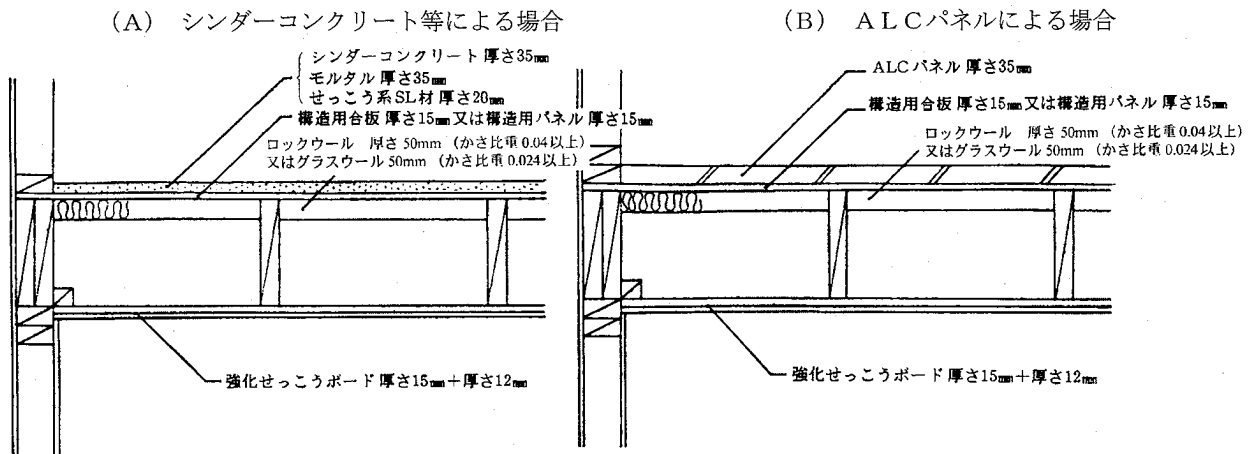


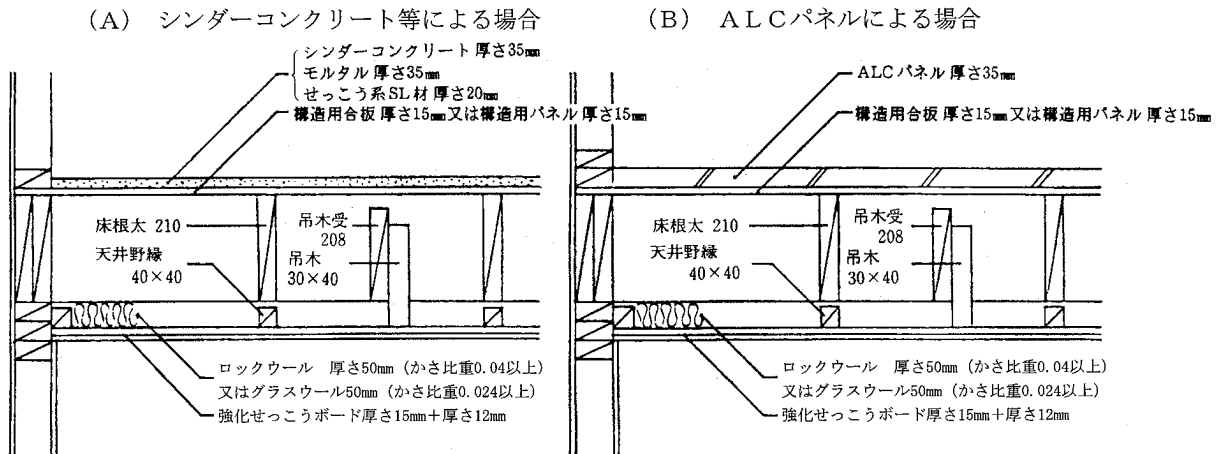
14. 省令準耐火構造の住宅の仕様

- 14.1 一般事項 1. 準耐火構造の住宅で、建築基準法第2条第9号の3イ又はロに規定する構造の住宅に準ずる耐火性能を有するものとして住宅金融公庫法施行規則で定める技術的基準に該当する住宅の仕様はこの項による。
2. この項に掲げるもの以外の材料又は仕様とする場合は、公庫の認めたものとする。
- 14.2 外壁・軒裏等 1. 屋根は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造り、又は葺く。
2. 外壁の屋外側及び軒裏は、次のいずれかとする。
- ☐イ. 鉄網モルタル塗で塗厚さを2cm以上とする。
- ☐ロ. 木毛セメント板張又はせっこうボード張りの上に厚さ1.5cm以上モルタルを塗る。
- ☐ハ. モルタル塗の上にタイルを張り、その厚さの合計を2.5cm以上とする。
- ☐ニ. セメント板張又はかわら張の上にモルタルを塗り、その厚さの合計を2.5cm以上とする。
- ☐ホ. イ、ロ、ハ及びニに掲げるもの以外の防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する構造をいう。以下同じ。）とする。
- ☐ヘ. 前各号に定めるもの以外の仕様による場合は建築基準法第2条第8号の規定に基づき、国土交通大臣が認めるものとする。
- 14.3 界 壁 住宅相互間の界壁の構造は、本章4.10.14（住戸間の界壁）の項により、せっこうボードの取付寸法は本章10.6.4.2（二枚張り）の項による。
- 14.4 界 床 1. 住宅相互間及び住宅と住宅が共用する廊下、階段等の部分（共用部分）と住宅の間の界床の下地材料及び構造は次によるか又は、本章16.1.7（界床以外の床（最下階の床を除く。））の項による。
- イ. 界床の下面（天井部）は厚さ15mm以上のJIS A 6901（せっこうボード製品）の強化せっこうボードの適合品（以下「強化せっこうボード」という。）の上に厚さ12mm以上の強化せっこうボードを本章10.6.3.2（二枚張り）の項に基づき取り付け。
- ロ. 界床の上面（床部）は厚さ15mm以上の構造用合板又は厚さ15mm以上の構造用パネルを張った後、次のいずれかによる。
- ☐①モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。）を厚さ35mm以上となるように流し込む。
- ☐②せっこう系S L材を厚さ20mm以上となるよう流し込む。
- ☐③厚さ35mm以上のA L Cパネルを敷き込む。
2. 室内に面する天井の構成を吊り天井とする場合の仕様は次のいずれかによる。
- ☐イ. 吊り木受けから野縁を吊る場合
- ①吊り木受けは床根太より小さい寸法形式の木材とし、床下張り材から離し、床根太間に取り付ける。
- ②吊り木は30mm×40mm以上の木材とし、1m以内の間隔で吊り木受けに取り付ける。
- ③野縁は30mm×40mm以上の木材とし、500mm以内の間隔で吊り木に取り付ける。この際、床根太に平行する野縁は床根太の直下に設け、床根太下面と野縁上面の間隔は10mm以下とする。
- ④野縁と野縁の天井裏には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）をすき間が生じないように敷き込む。
- ☐ロ. 吊天井根太を用いる場合
- ①吊天井根太は床下張り材から離し、かつ床根太と天井下地材が離れるように吊天井根太の下面を床根太の下面より下げて500mm以内の間隔で取り付ける。
- ②床根太と床根太の天井裏には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）をすき間が生じないように敷き込む。
3. 界床を設ける場合の床根太、床ばり、まぐさ等のスパンは、構造計算による。

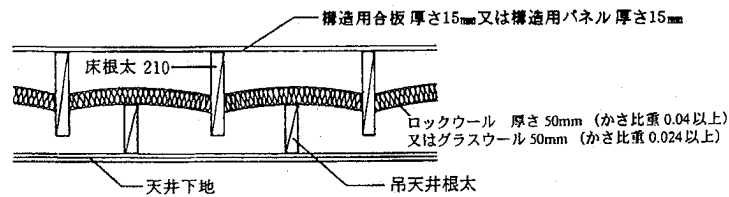
参考図14.4-1 界床（室内に面する天井の下地材料を床根太に直張りする場合）



参考図14.4-2イ 界床（室内に面する天井の構成を吊天井とする場合）



参考図14.4-2ロ 界床（吊天井根太を用いる場合）



14.5 界壁及び界床以外の部分の内壁、天井

- 14.5.1 1戸建又は連続建の場合 1. 外壁の室内に面する部分の下地材料又は構造は、次のいずれかによる。ただし、外壁を防火構造の認定を受けたものとする場合は、2の項のロ又はハでもよいこととする。また、下地材料の取付方法は、本章10.6.4（壁張り）の項による。

☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り。

☐ロ. 厚さ9.5mm以上のせっこうボード2枚張り。

2. 1.以外の室内に面する壁の下地材料又は構造は次のいずれかによる。下地材料の取付方法は、本章10.6.4（壁張り）の項による。

☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り。

☐ロ. 厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り。

☐ハ. 厚さ7mm以上のせっこうラスボード張りの上に厚さ8mm以上のプラスター塗り。

☐ニ. 防火構造

3. 室内に面する天井の下地材料又は構造は、次のいずれかとする。ただし、天井の構成を吊天井とする場合は、次のロ又はハとする。下地材料の取付方法は本章10.6.3（天井張り）の項による。

☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り。

☐ロ. 厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り。

☐ハ. 厚さ9mm以上のせっこうボード張りの上に厚さ9mm以上のロックウール化粧吸音板張り。

☐ニ. 防火構造

4. 室内に面する天井の構成を吊天井とする場合の仕様は本項14.4（界床）の2による。

- 14.5.2 重ね建の場合 1. 室内に面する壁の下地材料又は構造は次による。

イ. 本項14.4（界床）の項による界床の下に存する住宅の壁にあつては、厚さ15mm以上のせっこうボードを本章10.6.4.1（一枚張り）の項に基づき取り付ける。ただし、地上階数2以下の重ね建の住宅にあつては、本項14.5.1（1戸建又は連続建の場合）の項による仕様とすることができる。

ロ. 界床の上に存する壁にあつては本項14.5.1（1戸建又は連続建の場合）の項の1による仕様とする。

2. 界床の上に存する住宅の下地材料又は構造は、本項14.5.1（1戸建又は連続建の場合）の項の3による仕様とする。

14.6 そ の 他

1. 壁及び天井の下地材料の目地は防火上支障のないよう処理する。
2. 壁又は天井の下地材料を貫通して設備器具を取付ける場合にあつては当該器具又は当該器具の裏面を当該部分に空隙が生じないよう不燃材料又は準不燃材料で造り又は覆うものとする。
3. 床又は天井と壁及び壁と壁との取合部には火災が相互に貫通しないよう、ころび止め（ファイヤーストップ材）を設ける。

15. 3 階 建 の 仕 様

15.1 一 般 事 項

- 15.1.1 総 則 1. 3階建の住宅の基礎、土台、床枠組、壁枠組、小屋組及び防火仕様は、この項による。
2. 前号に掲げる項目以外の項目は、それぞれ本章1. (一般事項) ～3.3 (地下室の基礎壁)、4.1 (一般事項) ～4.7 (浴室等の防水措置)、5. (屋根工事) ～14. (省令準耐火構造の住宅の仕様) の各項による。

- 15.1.2 構 造 計 算 等 1. 3階建の住宅は、建築基準法に基づく構造計算により構造耐力上の安全性を確認したうえで、仕様を決めるものとする。
2. この項に掲げる釘の種類、本数、釘打ち間隔、金物の種類、金物の設置間隔など構造設計に関わる数値等は、全て構造耐力上の安全性を確認したうえで決定するものとする。

15.2 基 礎 工 事

- 15.2.1 一 般 事 項 1. 基礎は、1階の外周部及び内部耐力壁の直下に設ける。
2. 基礎の構造は地盤の長期許容応力度に応じて、次のいずれかとする。
☐イ. 布基礎 (長期許容応力度 30kN/m²以上)
☐ロ. 腰壁と一体となった布基礎 (長期許容応力度 30kN/m²以上)
☐ハ. べた基礎 (長期許容応力度 20kN/m²以上30kN/m²未満)
☐ニ. 基礎ぐいを用いた構造 (長期許容応力度 20kN/m²未満)

15.2.2 基 礎

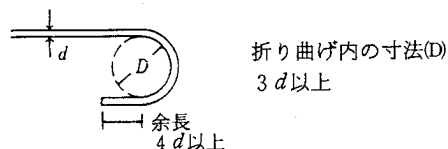
- 15.2.2.1 布 基 礎 1. 布基礎の構造は、一体の鉄筋コンクリート造 (部材相互を緊結したプレキャストコンクリート造を含む。) とする。
2. 根入れの深さは、構造計算による寸法以上、かつ、本章3.4.2 (布基礎) の項による。
3. 地面からの布基礎の立上りは、構造計算による寸法以上、かつ、本章3.4.2 (布基礎) の項による。
4. 布基礎の立上り部分の幅は、150mm以上で土台の幅以上とする。
5. 布基礎の底盤の厚さ及び幅は構造計算による寸法以上、かつ、本章3.4.2 (布基礎) の項による。
6. 配筋は構造計算によるものとし、かつ、本章3.4.2 (布基礎) の項による。

- 15.2.2.2 べた基礎・基礎ぐい べた基礎及び基礎ぐいを用いた場合の構造は長期地耐力に応じ、構造計算によることとし、かつ、本章3.4.3 (べた基礎・基礎ぐい) の項による。

- 15.2.3 鉄筋材料及び加工 1. 異形鉄筋及び丸鋼の品質は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) 又はJIS G 3117 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼) に適合するものとし、その種類及び径などは特記による。
2. 鉄筋の径は、異形鉄筋では呼び径、丸鋼では径とする。

参考図15.2.3 鉄筋の折り曲げ

(A) 鉄筋末端の折曲げ形状・寸法



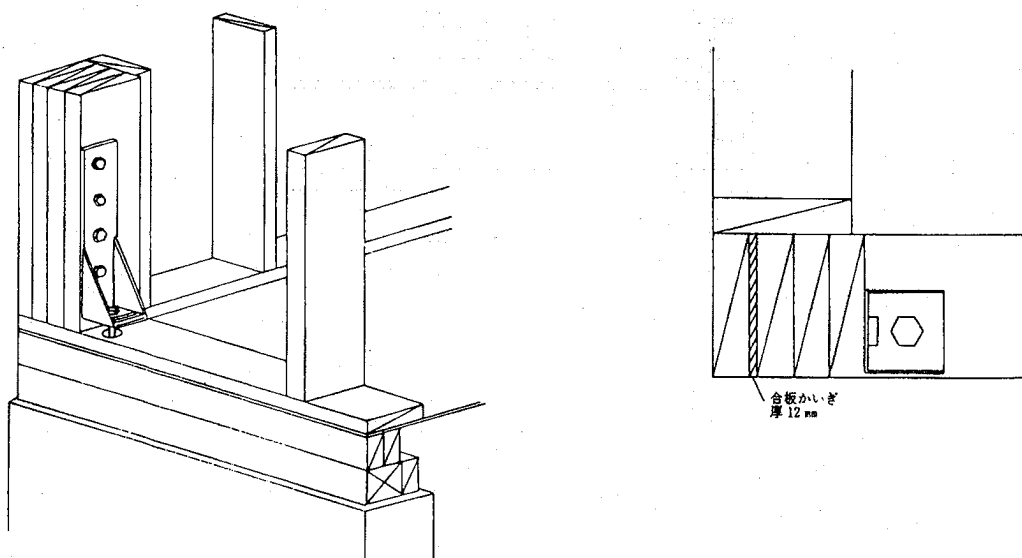
(B) 鉄筋中間部の折曲げ形状・寸法



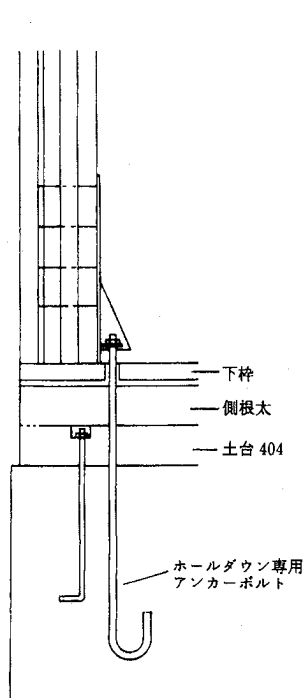
- 15.2.4 アンカーボルト
1. アンカーボルト及び座金は、品質及び性能が明らかで良質なものとする。
 2. アンカーボルトの埋設位置は、次による。
 - イ. 掃き出し窓の両端部のたて枠から150mm以内の位置
 - ロ. 住宅の隅角部、土台の継手部分及び土台切れの箇所
 - ハ. 上記イ及びロ以外の部分においては、間隔2.0m以内の位置
 3. アンカーボルトの心出しは、型板を用いて基準墨に正しく合わせ、適切な機器などで正確に行う。
 4. アンカーボルトのコンクリートへの埋込み長さは250mm以上とする。なお、アンカーボルトの先端は、ナットの外にねじ山が3山以上出るように固定する。
 5. アンカーボルトの保持は、型板を用いるなどして正確に行い、移動、下部の振れなどのないように、十分固定する。
 6. アンカーボルトの保持及び埋込み工法の種別は、特記による。特記がない場合は、アンカーボルトを鉄筋などを用いて組立て、適切な補助材で型枠の類に固定し、コンクリートの打ち込みを行う。
 7. アンカーボルトは、衝撃などにより有害な曲がりを生じないように取り扱う。また、ねじ部の損傷、さびの発生、汚損を防止するために布、ビニールテープなどを巻いて養生を行う。
- 15.2.5 ホールダウン専用アンカーボルト
1. ホールダウン専用アンカーボルトは、品質及び性能が明らかで良質なものとし、コンクリートへの埋込み長さは360mm以上とする。
 2. ホールダウン専用アンカーボルトの埋設方法は次による。
 - イ. ホールダウン金物をホールダウン専用アンカーボルトで直接緊結する場合は、取り付けたて枠の位置にホールダウン専用アンカーボルトを正確に埋込む。
 - ロ. ホールダウン金物を土台用専用座金付ボルトで緊結する場合は、2本のアンカーボルトをそれぞれ土台用専用座金付ボルトの心より150mm内外に埋込む。
 3. ホールダウン専用アンカーボルトの心出し・保持等は、本項15.2.4（アンカーボルト）の3、5、6及び7の項による。

参考図15.2.5 ホールダウン金物を用いた緊結方法

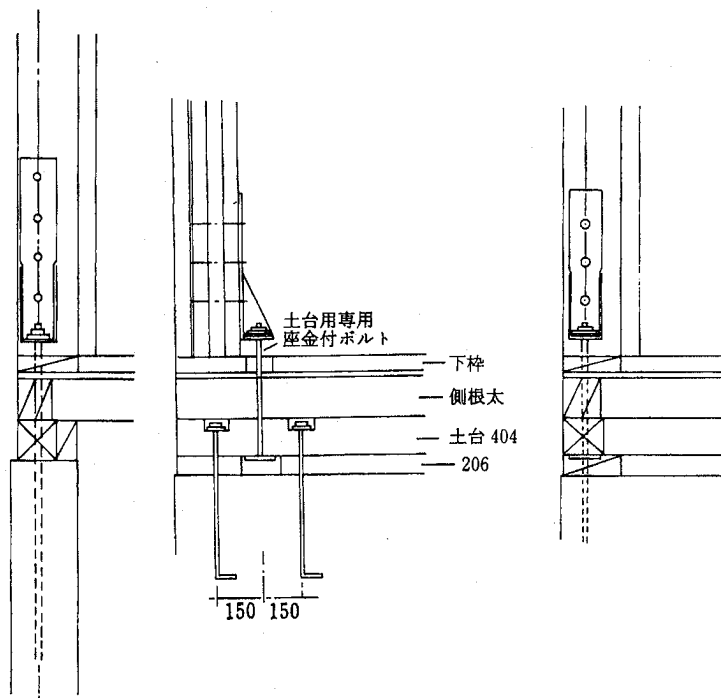
(A) 土台に404を用いる場合



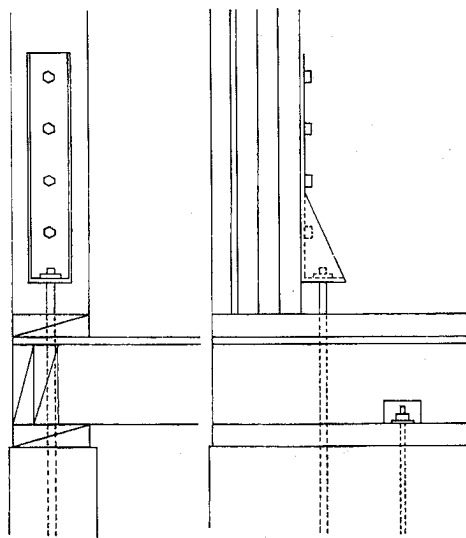
(A-1) 比較的引き抜き応力が高い場合の施工例



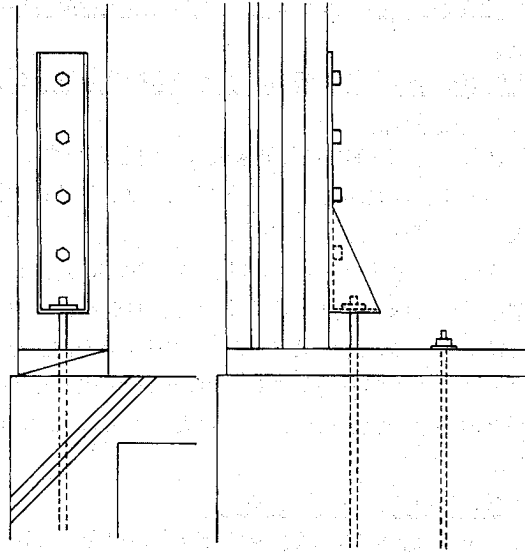
(A-2) 比較的引き抜き応力小さい場合の施工例



(B) 土台に206を用いる場合



(C) 基礎を床と一体の布基礎とした場合



15.3 土 台

15.3.1 土台の寸法型式等

1. 土台の寸法は、寸法型式204、206、208、404、406若しくは408に適合するもの又は厚さ38mm以上、幅89mm以上で国土交通大臣による基準強度の指定を得たものであって、かつ、土台と基礎若しくは床根太、端根太若しくは側根太との緊結に支障がないものとする。
なお、座金ぼりは、寸法型式404、406又は408の場合のみである。
2. 土台が基礎と接する面には、防水紙、その他これに類するものを敷く等の防腐蚀措置を講ずる。
3. 土台の幅は、下枠の幅と同寸以上とする。

15.3.2 大引き、束を用いた床組及び床下張り

本章4.8.3（大引き、つかを用いた床組）及び本章4.8.4（大引き、つかを用いた床組の床下張り）の項による。

15.4 床 枠 組

15.4.1 床 根 太

1. 床根太、端根太及び側根太の寸法は、寸法型式206、208、210若しくは212に適合するもの又は厚さ38mm以上、幅140mm以上で国土交通大臣による基準強度の指定を得たものであって、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎもしくは床材との緊結に支障がないものを縦使いする。
2. 床根太の釘打ちは、土台、頭つなぎ、床ばりなどに対して、2本のCN75を斜め打ちする。ただし、1,100N以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。

15.4.2 床根太の継手

床根太の継手は、本章4.9.2（床根太の継手）の項による。

15.4.3 側根太と端根太

1. 側根太には、同寸の添え側根太と添え付け、釘打ちは、CN75を両端部2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。
2. 端根太と側根太部、添え側根太及び床根太との仕口は、それぞれ3本以上のCN90を木口打ちする。
3. 端根太部には、床根太間及び床根太と添え側根太の間に端根太ころび止めを設け、それぞれ4本のCN75を平打ちする。
4. 側根太及び端根太から土台又は頭つなぎに対する釘打ちは、1階にあってはCN75を間隔250mm以内に、2階又は3階にあってはCN75を間隔500mm以内に斜め打ちする。ただし、1階にあっては2,200N/m、2階又は3階にあっては1,100N/m以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。
5. 側根太及び端根太の継手の仕様は、構造計算による。

15.4.4 ころび止め

ころび止めは、本章4.9.4（ころび止め）の項による。

15.4.5 床 開 口 部

開口部を補強する開口部端根太及び開口部側根太は、これを構成する床根太と同寸以上

の寸法型式のものとする。

- 15.4.6 床 下 張 り
1. 床根太間隔を50cm以下とする場合の床下張材の品質は、本章4.9.9（床下張り）の項の1による。
 2. 床根太間隔を50cmを超え65cm以下とする場合の床下張材の品質は、本章4.9.11.5（床下張り）の項による。
 3. 構造用合板は、表面繊維方向が床根太方向と直交するように張り、パーティクルボード、構造用パネル、硬質木片セメント板、MDF及び火山性ガラス質複層板は、長手方向が床根太方向と直交するように張る。
 4. 床下張りは、千鳥張りし、3本以上の床根太にかかるようにする。
 5. 接着剤を用いて床下張りを行う場合は、JIS A 5550（床根太用接着剤）に適合するもののうち構造用一類のもの又はこれと同等以上の性能を有するものを床根太部分及び受け材部分又は木ざね部分のよごれ、付着物を除去したうえで塗布する。
 6. 床下張材の突き合わせ部分には、寸法型式204の2つ割り（38mm×40mm以上）の受け材を入れる。
 7. 床下張材の釘打ちは、次による。
 - イ. CN50（床下張材の厚さが15mm以上の場合はCN65）を周辺部150mm間隔以内、中間部200mm間隔以内で床根太又は床ばり及び受け材に平打ちする。ただし、MDF及び火山性ガラス質複層板の釘打ちは、特記による。
 - ロ. 短期許容せん断耐力が周辺部2,800N/m、中間部2,100N/m以上を有する釘打ちは、特記による。
 8. 床下張材に湿潤によるふくらみ等の恐れがある材料を用いる場合は、突きつけ部分を2～3mmあけ、かつ適切な防水措置を施す場合は、次のいずれかによる。
 - ☐イ. タール系のペイント又は油性ペイントで、水口全面を塗布する。
 - ☐ロ. 目地の部分に防水テープを張る。
 - ☐ハ. 床養生シートを張る。

15.5 壁 枠 組

15.5.1 耐 力 壁

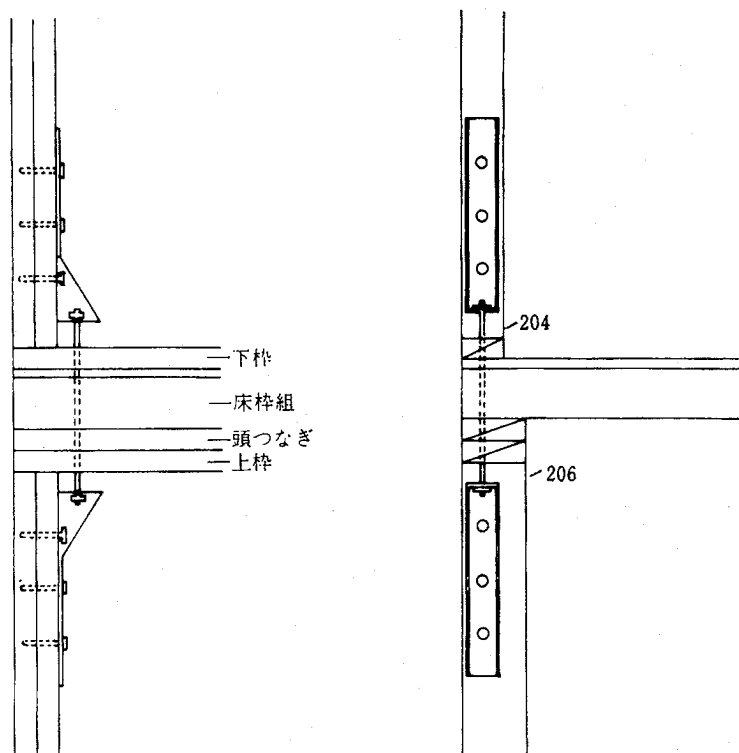
1. 耐力壁の幅はその高さの1/3以上とする。
 2. 耐力壁線相互の間隔は12m以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の面積は60㎡以下とする。
 3. 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、寸法型式204、206、208、404、406若しくは408に適合するもの又は厚さ38mm以上、幅89mm以上で国土交通大臣による基準値強度の指定を得たものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受けもしくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとする。
 4. 3階部分を小屋としない場合の1階のたて枠は、寸法型式206若しくは208に適合するもの又は厚さ38mm以上、幅140mm以上の製材で国土交通大臣による基準強度の指定を得たものとする。
 5. たて枠相互の間隔は650mm以内とする。
 6. 3階部分を小屋としない場合の1階のたて枠相互の間隔は、当該たて枠に寸法型式206に適合するもの又は厚さ38mm以上、幅140mm以上の製材で国土交通大臣による基準強度の指定を得たものを使用する場合は、500mm以内とする。
 7. 2階又は3階の耐力壁の直下には、原則として、耐力壁を設ける。なお、これらによらない場合は、当該耐力壁直下の床根太を構造力上有効に補強する。
 8. 耐力壁の種類は、耐力壁のたて枠相互の間隔が50cm以下の場合は本章4.10.1（耐力壁）の項の5、当該間隔が50cmを超える場合は、本章4.10.17.4（耐力壁）の項による。
 9. 通常の耐力壁の下枠の下端から頭つなぎの上端までの寸法は、2,450mmを標準とする。
- 15.5.2 1階たて枠と基礎（土台）との緊結
1. 外周部の主要な隅角部のたて枠及び引抜き応力が大きいたて枠は、接合金物（ホールダウン金物）を用いて基礎と緊結する。
 2. 接合金物は、品質及び性能が明らかで良質なものとする。

3. ホールダウン金物で、土台を介して基礎とたて枠を直接緊結する場合は、次による。
 - イ. ホールダウン金物は、たて枠の下部に締め代をとり、六角形ボルト、ラグスクリュー又はZ N90でたて枠に緊結する。
 - ロ. ホールダウン金物の下部は、ホールダウン専用アンカーボルトに土台を介してナットで緊結する。
 4. ホールダウン金物で、土台を介し基礎とたて枠を緊結する場合、次による。
 - イ. ホールダウン金物の取付は、前号イによる。
 - ロ. ホールダウン金物の下部は、土台専用座金付ボルトに固定し、本項15. 2. 5の項の2のロにより緊結する。
 5. 外周部の主要な隅角部及び引抜き応力が大きいたて枠と基礎又は土台との緊結に、接合金物としてホールダウン金物以外のものを使用する場合は、特記による。
15. 5. 3 耐力壁の上枠及び下枠
1. 上枠及び下枠は、それぞれの壁面ごとに一体のものを用いる。
 2. 上枠とたて枠の仕口は、上枠側から2本以上のC N90を木口打ちとする。また、下枠とたて枠の仕口は、下枠側から2本以上のC N90を木口打ちとするか、たて枠から3本以上のC N75を斜め打ちする。ただし、1, 000N以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。
15. 5. 4 耐力壁の頭つなぎ
1. 頭つなぎ、上枠と同寸の寸法型式のものとし、なるべく長尺材を用い、継手は、上枠の継手位置より600mm以上離す。
 2. 隅角部及びT字部での頭つなぎの仕口は、上枠と頭つなぎが相互に交差し重なるようにおさめる。
 3. 頭つなぎと上枠との接合は、頭つなぎから上枠へC N90を端部は2本以上、中間部は500mm間隔以内に平打ちとする。ただし、1, 600N/m以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。
15. 5. 5 耐力壁の隅柱
1. 耐力壁の隅柱は、3本以上のたて枠で構成する。ただし、たて枠を寸法型式206以上とし、その間隔を一般地で50cm以下、多雪区域、垂直積雪量1. 0m以下の区域で45cm以下、垂直積雪量1. 0mを越え2. 0m以下の区域で35cm以下とする場合、隅柱のたて枠を2本とすることができる。
 2. 隅角部におけるたて枠とたて枠の緊結は、合わせたたて枠、かいぎ等を介して、C N90を間隔300mm以内に平打ちする。
15. 5. 6 耐力壁線の開口部
1. 耐力壁線に設ける開口部の幅は4m以下として、その開口部の幅の合計は、その耐力壁線の長さの3/4以下とする。
 2. 耐力壁線に幅900mm以上の開口部を設ける場合は、原則として、まぐさ及びまぐさ受けを用いる。
 3. 開口部にまぐさ受けを用いる場合のたて枠とまぐさ受けの緊結は、まぐさ受けからたて枠へC N90を間隔を300mm以内に平打ちする。
15. 5. 7 外壁の耐力壁線相互の交差部の耐力壁
- 外壁の耐力壁線相互の交差部には、原則として、長さ90cm以上の耐力壁を1以上設ける。
15. 5. 8 外壁下張り
- 外壁下張りは、本章4. 10. 9（外壁下張り）の項による。
15. 5. 9 筋かい
- 筋かいは、本章4. 10. 11（筋かい）の項による。
15. 5. 10 ころび止め
- ころび止めは、本章4. 10. 12（ころび止め）の項による。
15. 5. 11 住戸間の界壁
- 連続建の住戸間の界壁は、本章4. 10. 14（住戸間の界壁）の項による。
15. 5. 12 壁枠組と床組及び土台との緊結
1. 壁枠組と床枠組との緊結は、下枠から床根太、側根太、端根太及びころび止めへ、1階にあつてはC N90を間隔250mm以内に、2階又は3階にあつてはC N90を間隔500mm以内に平打ちする。ただし、1階にあつては3, 200N/m、2階又は3階にあつては1, 600N/m以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。
 2. 外壁の隅角部隅柱及び外壁の開口部の両端に接する耐力壁のまぐさ受けが取り付けられたたて枠は、直下の壁のたて枠、床枠組又は土台にホールダウン金物、帯金物又はかど金物で構造耐力上有効に緊結する。

3. 前号において壁材で構造耐力上有効に緊結する場合は、金物を省略することができる。

- 15.5.13 ホールダウン金 1. 1階の耐力壁の端部で、外周部の主要な隅角部のたて枠及び引き抜き応力の大きいたて物を用いる場合 枠は、ホールダウン金物を用いて2階の耐力壁端部のたて枠と緊結する。
の1階の壁枠組 2. 接合金物（ホールダウン金物）は、品質及び性能が明らかで良質なものとする。
と2階の壁枠組 3. ホールダウン金物の取り付けたて枠は、2本以上の合わせたて枠とする。
との緊結方法 4. ホールダウン金物は、2階の合わせたて枠の下部及び1階の合わせたて枠の上部に締め代を取り、六角ボルト、ラグスクリュー又はZ N90でたて枠に取り付ける。また、ホールダウン金物同士は六角ボルトを用いて緊結する。

参考図15.5.13 ホールダウン金物を用いる場合の1階の壁枠組と2階の壁枠組との緊結方法



15.6 小屋組

- 15.6.1 一般事項 1. 小屋組を構成するたる木及び天井根太の寸法は、寸法型式204、206、208、210もしくは212に適合するもの又は厚さ38mm以上、幅89mm以上で国土交通大臣による基準強度の指定を得たものであって、かつ、たる木もしくは天井根太とむなぎ、頭つなぎもしくは屋根下地材との緊結に支障がないものとし、それら相互の間隔は650mm以内とする。
2. たる木又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結する。
3. 小屋組は、振れ止めを設ける等水平力に対して安全なものとする。

15.6.2 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎとの緊結

- 15.6.2.1 天井根太と頭つなぎ又は梁の接合 天井根太から頭つなぎ又ははりに対しては2本のCN75を斜め打ちする。ただし、1,100N以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。

- 15.6.2.2 むなぎとたる木の接合 1. むなぎは、たる木より1サイズ以上大きな寸法型式のものをを用い、頂部は勾配に沿って角度を付ける。
2. たる木からむなぎへは、3本のCN75を斜め打ちする。ただし、1,700N以上の短期許容

せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。

- 15.6.2.3 たる木と頭つなぎの接合 たる木と頭つなぎの接合は、本章4.12.2.4（たる木と頭つなぎの接合）の項による。
- 15.6.2.4 たる木と天井根太の接合 たる木と天井根太の接合は、本章4.12.2.5（たる木と天井根太の接合）の項による。
- 15.6.2.5 トラスと頭つなぎの接合 トラスと頭つなぎの接合は、本章4.12.4.2（トラスと頭つなぎの接合）の項による。
- 15.6.3 屋根下張り
1. たる木間隔を50cm以下とする場合の屋根下張材の品質は、本章4.12.15（屋根下張り）の項の1による。
 2. たる木間隔を50cmを超え65cm以下とする場合の屋根下張材の品質は、本章4.12.17.4（屋根下張り）の項による。
 3. 構造用合板は、表面繊維方向がたる木又はトラス上弦材と直交するように張り、パーティクルボード、構造用パネル、硬質木片セメント板、MDF及び火山性ガラス質複層板は、長手方向がたる木又はトラス上弦材と直交するように張る。
 4. 屋根下張りは千鳥張りとし、3本以上のたる木又はトラス上弦材にかかるようにし、軒先面から張り始め、むなぎ頂部で寸法調整する。
 5. 屋根下張材の継手部分には、寸法型式204の2つ割り（38mm×40mm以上）の受け材を入れる。
 6. 屋根下張材の釘打ちは、次による。
 - イ. CN50（床下張材の厚さが15mm以上の場合はCN65）を周辺部150mm間隔以内、中間部300mm間隔以内でたる木、屋根ばり又はトラス上弦材及び受け材に平打ちする。ただし、MDF及び火山性ガラス質複層板の釘打ちは、特記による。
 - ロ. 短期許容せん断耐力が周辺部2,600N/m、中間部1,300N/m以上を有する釘打ちは、特記による。
 7. 屋根下張材にパーティクルボード（耐水性のある接着剤を用いた規格を除く）を用いる場合は、本項4.9.9（床下張り）の7に準じて防水処理を行う。

15.7 防火仕様

- 15.7.1 一般事項
1. 準防火地域で3階建の木造の住宅とする場合の防火仕様は、この項による。
 2. 準耐火構造の住宅の防火仕様は、本章14（省令準耐火構造の住宅の仕様）又はIV-5（高性能準耐火構造の住宅の仕様）又は本章16（準耐火構造の住宅の仕様）による。なお、本章14（省令準耐火構造の住宅の仕様）により準防火地域で3階建の木造の住宅を建設する場合は、同仕様によるほか、本項15.7.5（屋根の裏面又は屋根の直下の天井）及び本項15.7.7（3階部分の区画）並びに本項15.7.8（外壁の開口部）の各項による。
- 15.7.2 外壁・軒裏 外壁・軒裏は、本章14.2（外壁・軒裏等）の項による。
- 15.7.3 外壁の屋内に面する部分及び耐力壁 外壁の屋内に面する部分及び耐力壁の防火被覆は次のいずれかとする。
- ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り
- ☐ロ. 厚さ5.5mm以上の難燃合板の上に厚さ9.5mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ハ. 厚さ9.5mm以上のせっこうボードの上に厚さ9.5mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ニ. イ、ロ又はハと同等以上の防火性能を有すると国土交通大臣が認めたもの。
- 15.7.4 天井 天井の防火被覆は次のいずれかとする。
- ☐イ. 本章14.5.1（1戸建又は連続建の場合）の項の3による。
- ☐ロ. 厚さ5.5mm以上の難燃合板の上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ハ. 厚さ5.5mm以上の難燃合板の上に厚さ9mm以上のロックウール吸音張り。
- ☐ニ. イ、ロ又はハと同等以上の防火性能を有すると国土交通大臣が認めたもの。
- 15.7.5 屋根の裏面又は屋根の直下の天井 屋根の裏面又は屋根の直下の天井の防火被覆は次のいずれかによる。
- ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張りの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ロ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張りの上に厚さ9mm以上のロックウール吸音張り。
- ☐ハ. 厚さ9mm以上のせっこうボード張りの上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ニ. イ、ロ又はハと同等以上の防火性能を有すると国土交通大臣が認めたもの。

15.7.6	防火被覆材の目地、取合部等	防火被覆材の目地、取合部等は、本章14.6(その他)の項の1及び2による。
15.7.7	3階部分の区画	3階の室の部分(居室、物置、便所等)とその他の部分(廊下、階段、吹抜等)とは、壁又は戸(ふすま、障子等を除く)で区画する。
15.7.8	外壁の開口部	外壁の開口部に設ける建具は特記による。
15.7.9	屋根	屋根の構造方法は次のいずれかとする。 ☐ イ. 不燃材料で造るか、又はふくこと。 ☐ ロ. 準耐火構造(屋外に面する部分を準不燃材料で造ったものに限る)。
15.8	避難措置等	
15.8.1	避難用器具	3階の部屋又はバルコニーには、本章13.6.6(避難用器具)の項による避難用器具を設ける。
15.8.2	火災報知設備	火気使用室には、本章13.6.4(火災報知設備)の項による火災報知設備を設ける。
15.8.3	手すり	3階の部屋及びバルコニーには、手すりを設ける。

16. 準耐火構造の住宅の仕様

16.1 1時間準耐火構造の住宅の仕様

- 16.1.1 一般事項
1. 1時間準耐火構造の住宅の防火性能はこの項による。ただし、主要構造部の各部分を耐火構造（建築基準法施行令第107条に規定する耐火性能を有する構造をいう。）または国土交通大臣の1時間準耐火構造の認定（令第115条の2の2第1項第1号の規定に基づく認定をいう。）を受けたものとする場合は、この項によらず特記による。
 2. 層間変形角が150分の1以内であることを確認することとする。ただし計算又は実験により、主要構造部が防火上有害な変形、き裂その他の損傷を生じないことが確認されている場合においてはこの限りでない。

用語

準耐火構造の住宅 公庫住宅技術基準上の準耐火構造の住宅とは、「省令準耐火構造の住宅」（本仕様書14.の項による仕様）の他に、主要構造部を準耐火構造としたものをいい、本仕様書では「1時間準耐火構造の住宅」、「45分準耐火構造の住宅」及び「高性能準耐火構造の住宅」それぞれの仕様を示している。

- (1) 1時間準耐火構造の住宅とは、建築基準法第2条第9号の3のイに該当するもののうち、壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、建築基準法施行令第115条の2の2第1項第1号に該当する耐火性能（通常の火災時の加熱に1時間以上耐える性能）を有する住宅をいう。この性能を満足するものについては、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものと規定されている。「国土交通大臣が定めた構造方法」とは、平成12年建設省告示第1380号「耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件」において定められており、本仕様書では、16.1（1時間準耐火構造の住宅の仕様）の項において具体仕様を示している。
- (2) 45分準耐火構造の住宅とは、主要構造部が建築基準法施行令第107条の2で定める準耐火性能に関する技術的基準に適合する住宅をいう。準耐火性能を満足するものについては、建築基準法第2条第7号の2に基づき、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものと規定されている。「国土交通大臣が定めた構造方法」とは、平成12年建設省告示第1358号（準耐火構造の構造方法を定める件）において定められており、本項16.2（45分準耐火構造の住宅の仕様）において、具体仕様を示している。
- (3) 高性能準耐火構造の住宅については、IV-5.（高性能準耐火構造の住宅の仕様）の項による。

16.1.2 外壁の耐力壁

- 16.1.2.1 外壁の耐力壁の室内に面する部分
1. 外壁の耐力壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかとする。

☐ イ.	厚さ12mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
☐ ロ.	厚さ8mm以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
☐ ハ.	厚さ16mm以上の強化せっこうボード張り。
☐ ニ.	厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード又は難燃合板張り。
☐ ホ.	厚さ9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。
 2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。
 3. 防火被覆材の取付方法は次による。

イ.	防火被覆材は、長さ40mm以上のGNF釘、木ねじ、ステーブル、タッピングビスまたはこれらに類する留め金具で確実に留め付ける。 ただし、被覆材を2枚重ねて張る場合は、2枚目に張る防火被覆材は長さ50mm以上の留め金具で留め付ける。
ロ.	留め金具の間隔は、被覆材の周辺部は150mm以下、中間部は200mm以下とする。
ハ.	防火被覆材は、目地部分及び取合い部分の裏面に当て木を設け、留め付ける。なお、たて枠その他の構造材をもって当て木にかえることができる。

たて枠その他の構造材をもって当て木にかえることができる。

ニ. 当て木の断面寸法は、38mm×40mm以上を標準とする。

16. 1. 2. 2 外壁の耐力壁の 1. 外壁の耐力壁の屋外に面する部分の防火被覆は次のいずれかによる。

屋外に面する部 ☐イ. 厚さ18mm以上の硬質木片セメント板張り。

分 ☐ロ. 厚さ20mm以上の鉄網モルタル塗り。

2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は次による。

イ. 防火被覆材は、500mm以下の間隔で配置したたて枠及び土台、はり、胴縁その他の横架材に、長さ40mm以上のGNF釘、木ねじ、ステーブル、タッピングビス又はこれらに類する留め金具で確実に留め付ける。ただし、被覆材を2枚重ねて張る場合は、2枚目に張る防火被覆材は長さ50mm以上の留め金具で留め付ける。

ロ. 留め金具の間隔は、防火被覆材の周辺部及び中間部は200mm以下とする。

ハ. 防火被覆材は、目地部分及び取合い部分の裏面に当て木を設け、留め付ける。なお、たて枠その他の構造材をもって当て木にかえることができる。

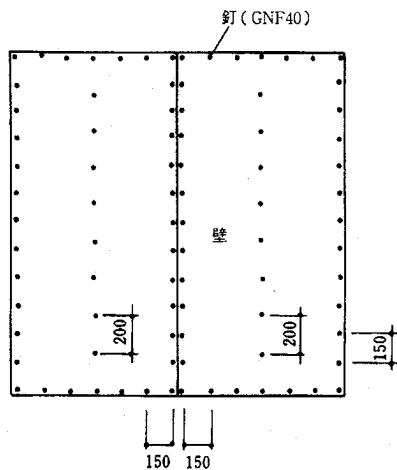
ニ. 当て木の断面寸法は、38mm×40mm以上を標準とする。

木質系セメント板 (JIS A 5404) 木片とセメントを主原料として圧縮成形したものであり、硬質木片セメント板 (記号; HF) 及び普通木片セメント板 (記号; NF) などがある。これらはJIS A 1321 (建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法) に規定する難燃2級又は3級に合格している。

繊維強化セメント板 (JIS A 5430) スラグ及びせっこうを結合材に用い、ガラス繊維、有機繊維などで補強した板状製品で、抄造方法によって製造されるものである。その特性としては、防火性能、寸法安定性に優れており、軽質・中質の製品は内装材、中質・重質の製品は外装材として使用される。

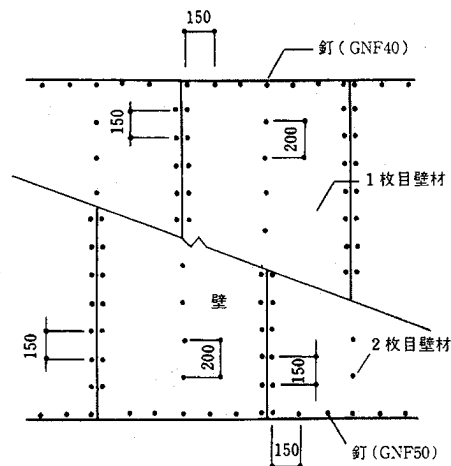
参考図16. 1-1 防火被覆材の留付け方法

外壁 (タテ貼り)

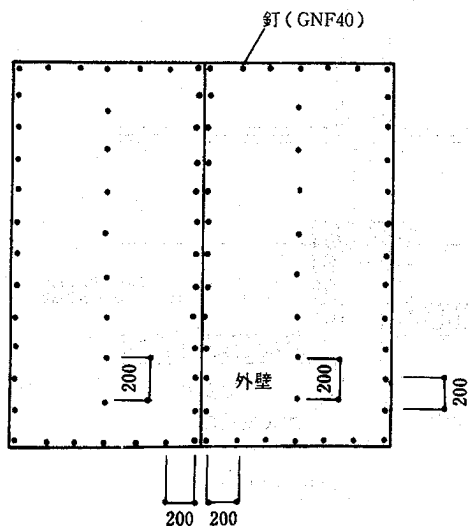


室内側防火被覆材の留付け詳細

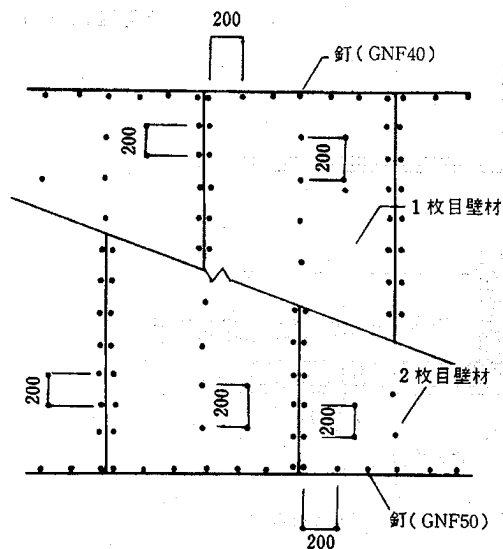
外壁 (重ね貼り)



室内側防火被覆材の留付け詳細



屋外側防火被覆材の留付け詳細

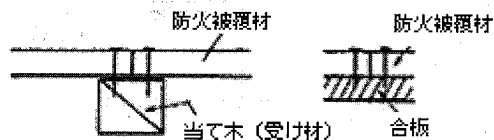


屋外側防火被覆材の留付け詳細

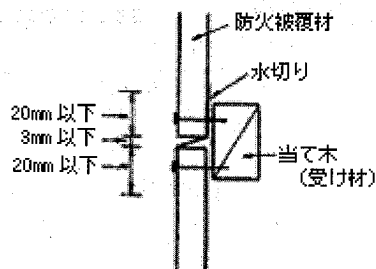
防火被覆材の目地処理 防火被覆材の目地部分は、防火被覆材の内部への炎の侵入を有効に防止できる構造とすることが必要であり、参考例として次の方法が考えられる。

参考図16. 1-2 防火被覆材の目地処理

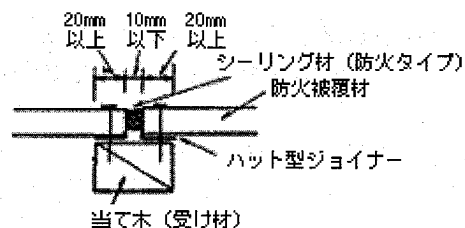
イ. 突きつけ目地



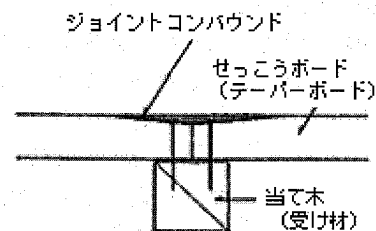
ロ. 水切り目地



ハ. シーリング目地

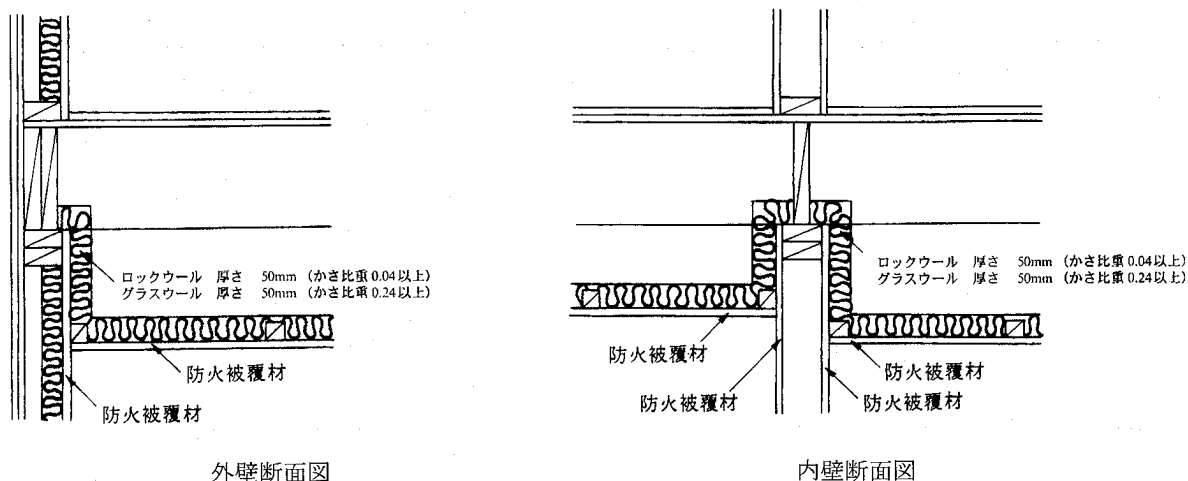


ニ. テーピング目地

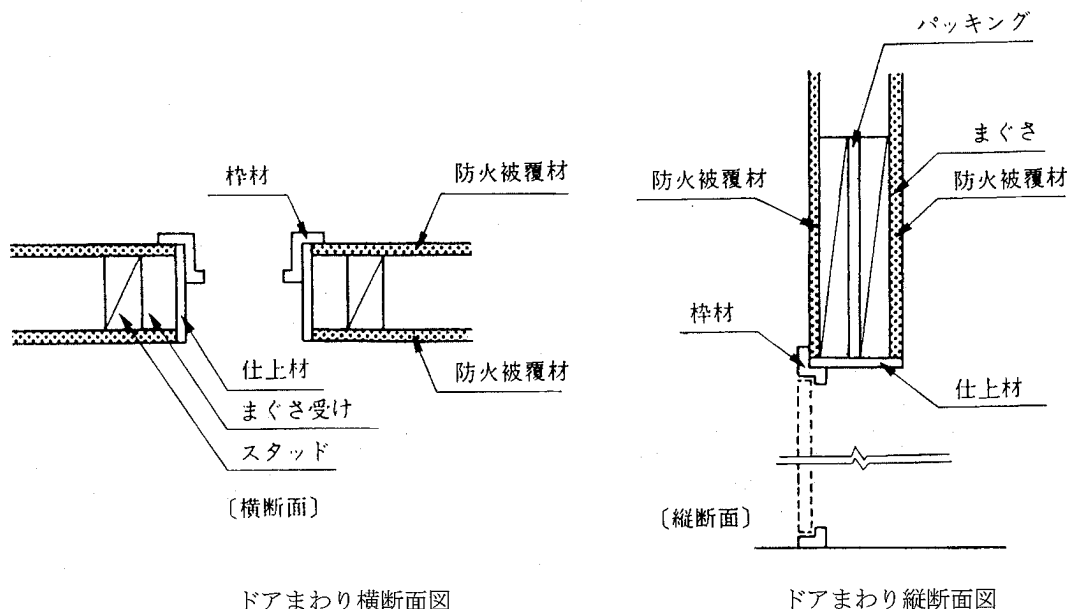


防火被覆材の取合部 防火被覆材の取合部は、防火被覆材の内部への炎の侵入を有効に防止できる構造とすることが必要であり、有効に防火被覆を補強することが重要である。

参考図16.1-3 防火被覆材の取合部



参考図16.1-4 開口部廻りの処理



16.1.3 外壁の非耐力壁

16.1.3.1 外壁の非耐力壁 1. 外壁の非耐力壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかによる。ただし、延焼の恐れのある部分については、本項16.1.2.1(外壁の耐力壁の室内に面する部分)の項による。

部分

- ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ロ. 厚さ8mm以上のスラグせっこう系セメント板張り。
- 2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
- 3. 防火被覆材の取付方法は本項16.1.2.1(外壁の耐力壁の室内に面する部分)の3による。

16.1.3.2 外壁の非耐力壁 1. 外壁の非耐力壁の屋外に面する部分の防火被覆は次のいずれかによる。ただし、延焼の恐れのある部分については、本項16.1.2.2(外壁の耐力壁の屋外に面する部分)の項による。

部分

- ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に金属板張り。
- ☐ロ. 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくい塗り。
- ☐ハ. モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの。
- ☐ニ. セメント板又はかわらの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの。
- ☐ホ. 厚さ25mm以上のロックウール保温板の上に金属板張り。

2. 1に掲げる材料の品質はJ I Sに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
3. 防火被覆材の取付方法は本項16. 1. 2. 2(外壁の耐力壁の屋外に面する部分)の3による。
16. 1. 4 界壁以外の内壁 1. 界壁以外の内壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかとする。
- ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ロ. 厚さ8mm以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ16mm以上の強化せっこうボード張り。
 - ☐ニ. 厚さ9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。
 - ☐ホ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード又は難燃合板張り。
2. 1に掲げる材料の品質はJ I S、又はJ A Sに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。
3. 防火被覆材の取付方法は本項16. 1. 2. 1(外壁の耐力壁の室内に面する部分)の3の項による。
16. 1. 5 界 壁 住戸相互間の界壁の構造は、本章4. 10. 14(住戸間の界壁)の項による。
16. 1. 6 柱 柱を設ける場合の防火被覆は、本項16. 1. 4(界壁以外の内壁)の項に準じる。ただし、本項16. 1. 2(外壁の耐力壁)及び本項16. 1. 4(界壁以外の内壁)に掲げる防火被覆を設けた壁の内部にあるものについては、これによらないことができる。
16. 1. 7 界床以外の床
(最下階の床を除く。)
16. 1. 7. 1 床の表側の部分 1. 床の表側の部分の防火被覆は次のいずれかとする。
- ☐イ. たたみ敷きの床(ポリスチレンフォームの畳床を除く。)
 - ☐ロ. 厚さ12mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード又はデッキプレート(以下「合板等」という。)の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上の硬質木片セメント板張り。
 - ☐ニ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上の軽量気泡コンクリート板張り。
 - ☐ホ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上のモルタル、コンクリート(軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。)敷き流し。
 - ☐ヘ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上のせっこう敷き流し。
 - ☐ト. 厚さ40mm以上の木材(木材で造られた荒床の厚さを含む。)
2. 1に掲げる材料の品質はJ I S、又はJ A Sに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。
16. 1. 7. 2 床の裏側の部分 1. 床の裏側の部分、又は直下の天井の防火被覆は次のいずれかとする。
- 又は直下の天井 ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ12mm以上のせっこうボード張りとし、その裏側に厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0. 04以上)、又は、厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0. 024以上)のうちいずれかを充填。
- ☐ロ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ15mm以上の強化せっこうボードの裏側に厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0. 04以上)、又は、厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0. 024以上)のうちいずれかを充填。
 - ☐ニ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ9mm以上のロックウール吸音板張り。
2. 1に掲げる材料の品質はJ I Sに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
3. 防火被覆材の取付方法は次による。
- イ. 防火被覆材は、根太、野縁等の横架材に、長さ40mm以上のGNF釘、木ねじ、ステー

プル、タッピングビス又はこれらに類する留め金具で確実に留め付ける。ただし、被覆材を2枚重ねて張る場合は、2枚目に張る防火被覆材は長さ50mm以上の留め金具で留め付ける。

ロ、留め金具の間隔は、被覆材の周辺部は150mm以下、中間部は200mm以下とする。

ハ、防火被覆材の目地部分及び取合い部分は、その裏面に当て木を設ける。なお、根太、野縁等の横架材をもって当て木にかえることができる。

ニ、当て木の断面寸法は、38mm×40mm以上を標準とする。

施工方法

床の表側の部分 床の表側の部分(床上部)の防火被覆については、所要の耐火性能のある被覆材を列記しているが、このうち、たたみ敷きの床のように仕上げ材としての仕様を兼ねているものと、下地材としての仕様を示しているものがある。

下地材としての仕様を示しているもののうち、本項16.1.7.1(床の表側の部分)のロ及びへのようにせっこうボードやせっこう敷き流しのままでは、せっこうが割れてしまう可能性があるため、この上に合板等を敷き、その上から仕上げを行うことが望ましい。

16.1.8 住戸間の界床 重ね建の住戸間の界床の仕様は、本項16.1.7(界床以外の床(最下階の床を除く。))の項による。

16.1.9 は り はりの防火被覆は、本項16.1.7.2(床の裏側の部分又は直下の天井)の項に準じる。ただし、本項16.1.7(界床以外の床(最下階の床を除く。))の項に掲げる防火被覆を設けた床の内部にあるものについては、これによらないことができる。

16.1.10 屋根・軒裏 1. 屋根の裏側の部分又は屋根の直下の天井及び軒裏(延焼の恐れのある部分にある軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。))を除く。)の防火被覆は次のいずれかとし、屋根の表側の部分は不燃材料で造り又はふくものとする。

☐イ、厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。

☐ロ、厚さ9mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。

☐ハ、厚さ12mm以上のせっこうボード張りとし、その裏側に厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.04以上)又は厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)のうちいずれかを充填。

☐ニ、厚さが12mm以上の硬質木片セメント板張り。

☐ホ、本項16.1.3.2(外壁の非耐力壁の屋外に面する部分)の1に掲げる防火被覆材。

2. 延焼の恐れのある部分にある軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。)にあつては、次のいずれかとし、屋根の表側の部分は不燃材料で造り又はふくものとする。

☐イ、厚さ15mm以上の強化せっこうボードの上に金属板を張ったもの。

☐ロ、繊維混入ケイ酸カルシウム板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が16mm以上のもの。

☐ハ、本項16.1.2.2(外壁の耐力壁の屋外に面する部分)の1に掲げる防火被覆材。

3. 1及び2に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

4. 防火被覆材の取付方法は次による。

イ、防火被覆材は、たる木、根太、野縁等の横架材に、長さ40mm以上のGNF釘、木ねじ、ステーブル、タッピングビス又はこれらに類する留め金具で確実に留め付ける。ただし、被覆材を2枚重ねて張る場合は、2枚目に張る防火被覆材は長さ50mm以上の留め金具で留め付ける。

ロ、留め金具の間隔は、被覆材の周辺部は150mm以下、中間部は200mm以下とする。

ハ、防火被覆材の目地部分及び取合い部分は、その裏面に当て木を設ける。なお、たる木、野縁等の横架材をもって当て木にかえることができる。

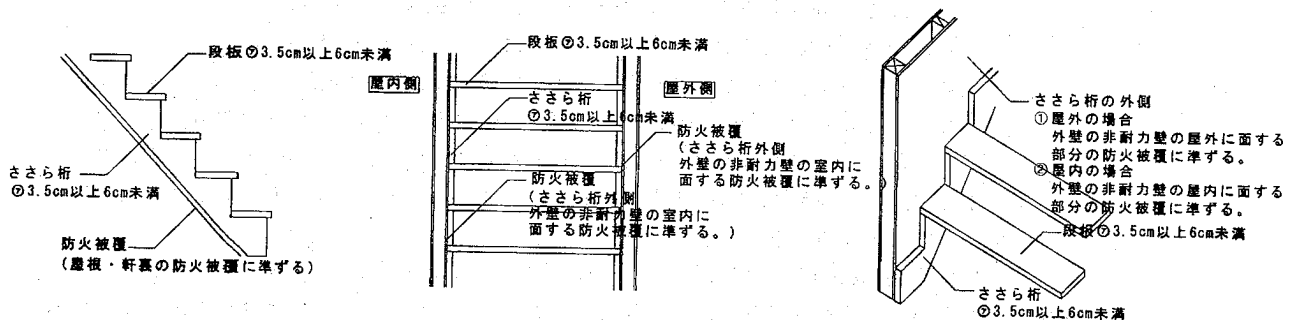
ニ、当て木の断面寸法は、38mm×40mm以上を標準とする。

16.1.11 階

段 階段を木材で造る場合には、段板及び段板を支えるささら桁は次のいずれかとする。

- ☐イ. 厚さ6cm以上とする。
- ☐ロ. 厚さ3.5cm以上とし、段板の裏側を本項16.1.10（屋根・軒裏）の1の被覆材により被覆し、かつ、ささら桁の外側を本項16.1.3.1（外壁の非耐力壁の室内に面する部分）（屋外側の場合は本項16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分））の1の被覆材により被覆する。
- ☐ハ. 階段の裏側を本項16.2.7.2（床の裏側の部分又は直下の天井）の被覆材により被覆し、かつ、ささら桁の外側を本項16.2.4（界壁以外の内壁）（屋外側の場合は本項16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分））の1の被覆材により被覆する。

参考図16.1.11 階段の防火被覆の例



16.1.12 その他の措置

16.1.12.1 壁内部の措置 耐火構造以外の主要構造部である壁については、防火被覆の内部での火災伝播を有効に防止するため次のいずれか又はこれらと同等以上のファイアーストップ材を3m以内ごとに設ける。

- ☐イ. たて枠と同寸の寸法型式の製材
- ☐ロ. 厚さ12mm以上のせっこうボード
- ☐ハ. 厚さ8mm以上のスラグせっこう系セメント板
- ☐ニ. 厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）
- ☐ホ. 厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）

16.1.12.2 壁と床等の接合部の措置 耐火構造以外の主要構造部である壁と床及び屋根の接合部、階段と床の接合部に、防火被覆の内部での火災伝播を有効に防止するためにファイアーストップ材を設ける。
なお、ファイアーストップ材の種類は、本項16.1.12.1（壁内部の措置）による。

16.1.12.3 照明器具等の周辺の措置 防火被覆を施した壁、床又は天井に設ける照明器具、天井換気孔、コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものの周りには、防火上支障のない措置を講じる。

16.1.12.4 外壁の開口部 外壁の開口部に設ける建具は、特記による。

16.2 45分準耐火構造の住宅の仕様

16.2.1 一般事項 1. 45分準耐火構造の住宅（建築基準法第2条第9号の3のイに該当する住宅をいう。）の防火仕様はこの項による。ただし、主要構造部の各部分を、耐火構造（建築基準法施行令（以下「令」という。）第107条に規定する構造をいう。）又は国土交通大臣の準耐火構造の認定（建築基準法第2条第7号の2及び令第115条の2の2第1項第1号の規定に基づく認定をいう。）を受けたものとする場合には、この項によらず特記による。

2. 層間変形角が150分の1以内であることを確認することとする。ただし計算又は実験により、主要構造部が防火上有害な変形、き裂その他の損傷を生じないことが確認されている場合においてはこの限りではない。

16.2.2 外壁の耐力壁

16.2.2.1 外壁の耐力壁の 1. 外壁の耐力壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかとする。

- 室内に面する部分
- ☐イ. 厚さ15mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）張り。
 - ☐ロ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上の難燃合板張り。
 - ☐ニ. 厚さ9mm以上のせっこうボードの上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ホ. 厚さ9mm以上の難燃合板の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ヘ. 厚さ7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ8mm以上のせっこうプラスター塗り。
2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は、本項16.1.2.1（外壁の耐力壁の室内に面する部分）の3による。

16.2.2.2 外壁の耐力壁の 1. 外壁の耐力壁の屋外に面する部分の防火被覆は本項16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分）の1（ただし書きを除く。）による。

2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は本項16.1.2.2（外壁の耐力壁の屋外に面する部分）の3による。

16.2.3 外壁の非耐力壁

16.2.3.1 外壁の非耐力壁の室内に面する部分 1. 外壁の非耐力壁の室内に面する部分の防火被覆は、本項16.1.3.1（外壁の非耐力壁の室内に面する部分）の1（ただし書きを除く。）による。ただし延焼の恐れがある部分については、本項16.2.2.1（外壁の耐力壁の室内に面する部分）の1の項による。

2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は本項16.1.2.1（外壁の耐力壁の室内に面する部分）の3による。

16.2.3.2 外壁の非耐力壁の屋外に面する部分 1. 外壁の非耐力壁の屋外に面する部分の防火被覆は本項16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分）の1（ただし書きを除く。）による。

2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は本項16.1.2.2（外壁の耐力壁の屋外に面する部分）の3による。

16.2.4 界壁以外の内壁 1. 界壁以外の内壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかとする。

- ☐イ. 厚さ15mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）張り。
 - ☐ロ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上の難燃合板張り。
 - ☐ニ. 厚さ9mm以上のせっこうボードの上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ホ. 厚さ9mm以上の難燃合板の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ヘ. 厚さ7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ8mm以上のせっこうプラスター塗り。
2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は、本項16.1.2.1（外壁の耐力壁の室内に面する部分）の3による。

16.2.5 住戸間の界壁（連続建） 住戸間の界壁の仕様は、本章4.10.14（住戸間の界壁）の項による。

- 16.2.6 柱 柱の防火被覆は本項16.2.4（界壁以外の内壁）の項に準ずる。ただし、本項16.2.2（外壁の耐力壁）及び本項16.2.3（外壁の非耐力壁）の項に掲げる防火被覆を設けた壁の内部にあるものについては、これによらないことができる。
- 16.2.7 界床以外の床（最下階の床を除く。）
- 16.2.7.1 床の表側の部分 1.床の表側の部分の防火被覆は次のいずれかとする。
- ☐イ. たたみ敷きの床（ポリスチレンフォームの畳床を除く。）
 - ☐ロ. 厚さ12mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード又はデッキプレート（以下「合板等」という。）の上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ8mm以上の硬質木片セメント板張り。
 - ☐ニ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ9mm以上の軽量気泡コンクリート張り。
 - ☐ホ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ9mm以上のモルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。）敷き流し。
 - ☐ヘ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ9mm以上のせっこうを塗ったもの。
 - ☐ト. 厚さ30mm以上の木材（木材で造られた荒床の厚さを含む。）
2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。
- 16.2.7.2 床の裏側の部分 1.床の裏側の部分または直下の天井の防火被覆は次のいずれかとする。
- 又は直下の天井 ☐イ. 厚さ15mm以上の強化せっこうボード張り。
- ☐ロ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り、その裏側に厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）、又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のうちいずれかを充填。
2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
3. 防火被覆材の取付け方法は本項16.1.7.2（床の裏側の部分又は直下の天井）の3による。

施工方法

床の表側の部分 床の表側の部分（床上部）の防火被覆については、所要の耐火性能のある被覆材を列記しているが、このうち、たたみ敷きの床のように仕上げ材としての仕様を兼ねているものと、下地材としての仕様を示しているものがある。

下地材としての仕様を示しているもののうち本項16.2.7.1（床の表側の部分）のロ及びヘのようにせっこうボードやせっこう敷き流しのままでは、せっこうが割れてしまう可能性があるため、この上に合板等を敷き、その上から仕上げを行うことが望ましい。

- 16.2.8 住戸間の界床 重ね建の住戸間の界床の仕様は本項16.1.7（界床以外の床（最下階の床を除く。））の項による。
- 16.2.9 は り はりの防火被覆は本項16.2.7.2（床の裏側の部分又は直下の天井）の項に準じる。ただし、本項16.2.7（界床以外の床（最下階の床を除く。））の項に掲げる防火被覆を設けた床の内部にあるものについては、これによらないことができる。
- 16.2.10 屋根・軒裏 1.屋根の裏側の部分又は屋根の直下の天井及び軒裏（延焼の恐れのある部分にある軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）を除く。）の防火被覆は次のいずれかとし、屋根の表側の部分は不燃材料で造り又はふくものとする。
- ☐イ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。
 - ☐ロ. 厚さ9mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張りとし、その裏側に厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）、又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のうちいずれかを充填。
 - ☐ニ. 厚さ12mm以上の硬質木片セメント板張り。
 - ☐ホ. 本項16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分）の1に掲げる防火被覆材。
2. 延焼の恐れのある部分にある軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮ら

れているものを除く。)にあっては、次のいずれかとし、屋根の表側の部分是不燃材料で造り又はふくものとする。

☐イ. 本項16.1.10(屋根・軒裏)の2に掲げる防火被覆材。

☐ロ. 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板。

☐ハ. 本項16.1.3.2(外壁の非耐力壁の屋外に面する部分)の1に掲げる防火被覆材。

3. 1及び2に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

4. 防火被覆材の取付方法は、本項16.1.10(屋根・軒裏)の4の項による。

16.2.11 階 段 階段を木材で造る場合は、段板及び段板を支えるささら桁は本項16.1.11(階段)の項による。

16.2.12 その他の措置

16.2.12.1 壁内部の措置 耐火構造以外の壁の内部の措置は、本項16.1.12.1(壁内部の措置)の項による。

16.2.12.2 壁と床等の接合部分の措置 耐火構造以外の主要構造部である壁と床及び屋根の接合部並びに階段と床の接合部の防火措置は本項16.1.12.2(壁と床等の接合部の措置)の項による。

16.2.12.3 照明器具等の周辺の措置 防火被覆を施した壁、床又は天井に設ける照明器具、天井換気孔、コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものの周辺部の措置は本項16.1.12.3(照明器具等の周辺の措置)の項による。

16.2.12.4 外壁の開口部 外壁の開口部に設ける建具は特記による。